

(仮称) 第二次小平市空き家等対策計画策定の基本方針について

1 策定の背景

小平市空き家等対策計画（以下「計画」という。）は、平成30年度に策定し、空き家等対策を総合的かつ計画的に推進してきたが、現行計画が令和5年度末で終了することから、これまでの成果や課題を整理するとともに、市内の空き家等の実態及び本市を取り巻く状況や社会情勢の変化等を踏まえ、空き家等対策をより一層推進するため、「(仮称) 第二次小平市空き家等対策計画」を策定するものである。

2 計画の位置づけ

本計画は、空家等対策の推進に関する特別措置法第6条を根拠とする。

計画策定にあたっては、「小平市第四次長期総合計画」、「小平市都市計画マスタープラン」、及びその他関連計画等との整合性を図る。

3 対象期間

令和6年度から令和10年度までの5年間とする。

4 策定体制

(1) 小平市空き家等対策計画検討委員会の設置

有識者、関係団体の代表者、公募市民により構成する小平市空き家等対策計画検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を設置する。

(2) 市民からの意見・要望の収集

計画策定にあたっては、(1)による公募市民の参加や、計画の素案の段階において、市民意見公募手続を実施し、広く市民の意見等を収集する。

(3) 庁内連絡体制

関係部局との連携を図るため設置している空き家等対策に関する庁内検討会議（以下、「庁内検討会議」という。）において、策定内容の調整を図る。

5 策定上の留意事項

(1) 市議会への報告

計画策定の進捗状況については、必要に応じて適宜、市議会に対する報告を行う。

(2) 情報の公開

検討委員会は公開とし、会議録等については、終了後速やかに市ホームページ等により公開する。

6 スケジュール概要

	検討委員会・市民参加	事務局
令和5年4月	市民委員公募（市報等掲載）	
5月	公募委員の決定	
6月	検討委員会①	庁内検討会議
8月	検討委員会②	庁内検討会議
10月	検討委員会③	庁内検討会議
11月	パブリックコメント実施	
令和6年2月	検討委員会④	庁内検討会議
3月		計画策定 製本・印刷

※スケジュールについては、計画策定の進捗状況等により変更の可能性あり。